

基本目標5 安全で良好な生活環境の確保

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき環境基準が定められており、県は、これらの基準が達成されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、監視や指導を行っています（一部は市町村において実施）。

1 山形県の生活環境の状況

- 県では、私たちの周りの大気汚染や川、湖沼、海の水質などの状況を監視するとともに、工場や事業場の排ガスや排水の検査等を行っています。
- 環境基準の達成状況をみると、一部の項目で達成していませんが、いずれも人の健康や生活環境に影響が生ずるレベルではなく、全般的には、おおむね良好な状況にあります。

(1) 大気環境の状況（平成29年度）

県は、「大気汚染防止法」に基づき、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局1局を配置して常時監視しており、結果は県のホームページにおいてリアルタイムで公表しています。近年話題にのぼる微小粒子状物質（PM2.5）も、県内13局で監視を行っています。

平成29年度の大気環境の状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していませんが、「大気汚染防止法」において人への健康影響が生ずるおそれがあるとして定められた注意報発令基準値を下回る状況でした。

平成29年度の大気環境の状況

測定項目	測定局数	環境基準達成局数
二酸化硫黄	12局	12局
二酸化窒素	16局	16局
一酸化炭素	1局	1局
浮遊粒子状物質	16局	16局
光化学オキシダント	8局	0局
微小粒子状物質(PM2.5)	13局	13局



測定局舎（上山元城内局）



大気環境の測定結果
(リアルタイム)

環境大気常時監視測定地点図



凡例	
○	一般環境大気測定局 15局
□	自動車排出ガス測定局 1局

(2) 水環境の状況（平成29年度）

県は、「水質汚濁防止法」に基づく「水質測定計画」を作成し、これに沿って国土交通省及び山形市と共に、川、湖沼、海の水質の状況について、毎月、健康項目（59地点）、生活環境項目（53水域）などの測定を行い、その状況を公表しています。



河川水の採取

健康項目は、人の健康を保護するための基準として設定されている項目（カドミウム、総水銀等）で、生活環境項目は、水道や水産などの利水の面から生活環境を保全するための基準として設定されている項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等。河川ではBOD、湖沼や海ではCODを使用。）です。

平成29年度は、最上町の背坂川のカドミウム、酒田港のCODで環境基準を達成していませんでしたが、その他の測定地点では環境基準を達成しています。

最もきれいな川／最もよごれた川

最もきれいな川（BOD平均値が低い川）		最もよごれた川（BOD平均値が高い川）	
BOD平均値	河川名（所在市町村）	BOD平均値	河川名（所在市町村）
<0.5	梵字川（鶴岡市）	15	逆川（山形市）
	日向川（酒田市）		

(3) ダイオキシン類の状況（平成29年度）

県は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき「環境中ダイオキシン類測定計画」を策定し、住宅地域や、ごみ焼却施設等発生源の周辺地域の調査を実施しています。

平成29年度は、大気、水質及び土壌などに含まれるダイオキシン類の状況を、13市町延べ49地点で測定しており、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、同法に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、年1回以上排出ガス及び排出水中のダイオキシン類を測定し、その結果を県に報告することになっています。

平成29年度は、稼働した廃棄物焼却炉等95施設のうち、休止した施設を除く93施設から自主測定結果の報告があり、このうち排出基準を超過した3施設に対し、改善するまで施設を稼働しないよう指導しました。



廃棄物焼却炉

2 水資源の保全

- 山形県は県土の約7割を森林が占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめとする豊かな自然に恵まれています。水資源は、この豊かな自然に支えられており、私たちの日常生活や農業、工業などの経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、良好な状態で将来の世代に継承していかなければなりません。
- 一方、近年、外国資本等による森林の買収や開発行為など、良好な水資源への影響が懸念される事案が県内でも発生したことから、水資源の保全を図るための山形県独自の条例として、有識者による専門的見地からの検討や県民・関係団体の意見を踏まえ、「山形県水資源保全条例」(県水資源保全条例)を平成25年3月に制定しました。
- 水資源保全地域とは、公共の用に供される水(水道の原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水など)の取水地点とその周辺の区域について「県水資源保全条例」に基づき指定される地域のことです。水資源保全地域内において土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県への届出が必要となります。

水資源保全地域の指定状況(平成29年度末)

指定年月日	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積 (ha)
平成25年9月27日	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域	1,083
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246
平成26年3月11日	米沢市	米沢市大荒沢水源地区水資源保全地域	168
		米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域	858
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946
	庄内町	庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680
	遊佐町	遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167
平成27年1月30日	最上町、舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域	4,886
		川西町黒川地区水資源保全地域	2,294
平成27年5月29日	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543
平成28年6月10日	大江町	大江町水資源保全地域	8,254
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域(区域の拡大)	348
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788
平成29年3月28日	酒田市	酒田市水資源保全地域	12,881
	尾花沢市	尾花沢市水資源保全地域	10,335
	金山町	金山町水資源保全地域	5,729
	戸沢村	戸沢村水資源保全地域	4,166
	高畠町	高畠町水資源保全地域	9,033
平成30年3月27日	東根市	東根市水資源保全地域	10,256
	鮭川村	鮭川村水資源保全地域	3,235
合計	19市町村	24箇所(県内民有林面積の約46%)	143,900